

## 県産の花とみどりでおもてなし事業業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

県産の花とみどりでおもてなし事業業務委託

### 2 委託業務の目的

県内では、全国1位の生産面積等を誇るサツキ・ツツジを中心とした植木類、生産数量では全国上位に位置する観葉植物や鉢花に加え、市場からの品質面等での評価が高いバラやガーベラ等の切り花が生産されているが、近年、県内における花きの購入金額は減少傾向にあり、とりわけ20～40歳代で低くなっている。

そこで、20～40歳代の消費者層を主なターゲットにして、多様な県産の花とみどりに触れる機会をつくり、県産の花とみどりの魅力や生産者の思いなどを発信しながら、花とみどりに対する消費者層の関心を高めつつ、購買につなげていく取組を行うことで、県産の花とみどりに対する消費者の理解促進と消費拡大を図る。

### 3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和7年3月7日（金）まで

(2) 成果品

ア 業務完了報告書 1部

イ 下記の4(1)から(3)で作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（CD等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること。）

(3) 成果品の提出期限 令和7年3月7日（金）

### 4 委託業務の内容

(1) 県産の花とみどりにふれあう企画の実施

ア 「県産の花とみどりでおもてなしウィーク」の実施

県内外の消費者に対して、県産の花とみどりにふれあってもらえる機会をつくるため、県内の観光地や商業施設等において一定期間、花とみどりの展示を行う「花とみどりでおもてなしウィーク」を実施する。

・若年層の集客や往来が見込める県内の観光地や商業施設等の6ヵ所以上において、花とみどりの展示を実施する。

展示を行う地域は、北勢、中勢、南勢の各地域単位とし、各地域において1ヵ所以上実施すること。

・おもてなしウィークは、1回あたり9日間以上実施するものとし、10～11月の期間に2回以上実施すること。

・観光地や商業施設等での展示内容については、来場者に対して、多様な県産の花とみどりの魅力を十分に印象づける内容とする。

なお、花とみどりの展示にあたっては、県内の花き関係団体等とも十分な連携を図りながら実施する。

・展示期間中は、下記(2)で制作する「県産の花とみどりの魅力発信動画」や

- ポスター等の媒体も活用し、県産の花とみどりの魅力を可能な限り発信する。
- ・おもてなしウィークのチラシやポスターを作成し、ウィークの開始前に取組を広く周知するため、専用のチラシやポスターを効果的に配布する。
  - ・実施場所及び実施時期の決定については、県と協議のうえ判断すること。

#### イ 園芸体験教室の実施

- ・若年層の集客や往来が見込める県内の商業施設等において、園芸体験教室を開催する。  
園芸体験の内容は、多様な県産の花やみどりを中心に使用したフラワーアレンジメント、寄せ植え等とし、体験の参加者に花やみどりの魅力が十分に伝わるようなボリューム感のあるものとする。
- ・園芸体験の参加者については、20～40歳代をメインターゲットとするよう募集を行う。
- ・園芸体験教室は9～11月の期間に6回以上実施するものとし、北勢、中勢、南勢の各地域で1回以上実施する。
- ・園芸体験教室の実施にあたっては、県内の花き関係団体等とも十分な連携を図ること。
- ・実施場所及び実施時期の決定については、県と協議のうえ判断すること。

#### (2) 県産の花とみどりの魅力発信動画の制作

- ・県内の花き花木の生産者や関係者と連携し、県産の花とみどりの特長や魅力、歴史や逸話にふれられる「県産の花とみどりのPR動画」を3つ以上制作する。
- ・作成する動画については、YouTubeでの配信が可能なもので、大人用に加え、子ども用（小学生以上を対象）のものも作成する。  
なお、制作する動画の画質等が一定レベル（プロジェクターでの投影に耐えられる解像度、映像・音声ビットレート等）確保されたものであること。

#### (3) 県産の花とみどりのプレゼントキャンペーンの実施

- ・上記(1)のア及びイの9～10月の来場者に対し、三重県等が開催する下記イベントの集客に寄与するプレゼントキャンペーンを実施する。
- ・プレゼントキャンペーンでは、下記イベントにおいて、来場者200名に県産の花やみどりを贈る内容とすること。
  - 第53回三重県植木まつり：令和6年11月2, 3日、鈴鹿市内の会場
- ・キャンペーンのチラシやポスターを作成し、キャンペーンの開始前に取組を広く周知するため、専用のチラシやポスターを効果的に配布する。

### 5 業務実施上の条件

- (1) 県産の花とみどりの展示内容、園芸体験教室の内容、情報発信動画の制作やプレゼントキャンペーンの実施内容については、企画段階において、随時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。

- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

## 6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

## 7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

## 8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

## 9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

## 10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

## 11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

## 12 その他

(1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。

(2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。

(3) 本事業に係る成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

(4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

## 13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 農産園芸課 園芸振興班

担当：鈴木、石山

電話：059-224-2808 F A X：059-223-1120

E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp